

第72回文化財防火デーに伴う特別検査を実施しました

令和8年1月26日（月）、27日（火）に組合管内11の文化財（佐倉市9施設、酒々井町2施設）の特別検査を実施しました。

歴史的な建築物を火災などの災害から守るために、防火管理体制及び消防用設備等の適正な維持管理等に主眼を置き、検査を実施しました。



文化財防火デーとは

昭和24年1月26日に奈良県にある法隆寺金堂で火災により国宝の壁画が焼損したことから、貴重な文化財を守ろうと、昭和30年に1月26日が「文化財防火デー」として制定されました。



第72回文化財防火デー（文化庁HP）



問い合わせ先
査察調査課査察係
☎043-481-1225